

災害対策基本法の一部を改正する法律 要綱

第一 災害対策基本法の一部改正

一 災害時における車両の移動等

1 道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとすること。

2 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら1の措置をとができるものとするとともに、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができるものとすること。

(1) 1の措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

(2) 道路管理者が、1の命令の相手方が現場にいないために1の措置をとることを命ずることができない場合

(3) 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に1の措置をとらせることができないと認めて1の命令をしないこととした場合

3 道路管理者は、1又は2の措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとすること。

4 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び地方道路公社は、1から3までの道路管理者の権限を代行することとともに、機構が当該権限に係る事務の一部を高速道路株式会社（以下「会社」という。）に委託しようとするときは、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならぬものとすること。

（第七十六条の六関係）

国土交通大臣は指定区間外国道、都道府県道及び市町村道の道路管理者に対し、都道府県知事は指定都市の市道以外の市町村道の道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、一、二の指定若しくは命令をし、又は一、二若しくは三の措置をとるべきことを指示することができるものとすること。

(第七十六条の七関係)

三 都道府県公安委員会の要請

都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、一、二の指定若しくは命令をし、又は一、二若しくは三の措置をとるべきことを要請することができるものとすること。

(第七十六条の四関係)

四 損失補償

道路管理者、機構又は地方道路公社は、一、二又は三の処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとすること。

(第八十二条第一項及び第二項関係)

五 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

二 政府は、この法律の施行後適当な時期において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとすること。

（附則第二条関係）

三 その他関係法律について所要の改正を行うものとすること。

（附則第三条から第六条まで関係）